

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：新得町防災ハザードマップ)

新得町には多くの河川があり、中でも大きな河川として、一級河川十勝川、二級河川パンケ新得川、佐幌川が流れており、十勝川、パンケ新得川が氾濫した場合の浸水想定区域は、新得町防災ハザードマップにおいて、次のとおり示されている。

パンケ新得川については、新得地区住宅市街地の大部分が 0.5m 未満、流域近くや低地が 0.5m～3m 未満、流域近接地が 3m～5m 未満、また、国道 38 号線沿線地区は、東側の一部を除く住宅市街地が 0.5m 未満（その一部は 0.5m～3m 未満含む。）の浸水域とされている。

十勝川については、屈足地区市街地を除く、流域沿い西側地区の農村・畑草地帯で 0.5m 未満、0.5m～3m 未満の浸水域とされている。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
新得地区市街地東地帯	0.5m 未満	15
新得地区市街地西、南、北地帯	0.5m 未満	32
	0.5m～3m 未満	19
新得地区郊外パンケ新得川近隣地帯	3m～5m 未満	3
屈足地区郊外十勝川右岸近隣地帯	0.5m 未満	1
	0.5m～3m 未満	3

新得町浸水想定区域図（新得町ハザードマップ パンケ新得川・十勝川バージョン）



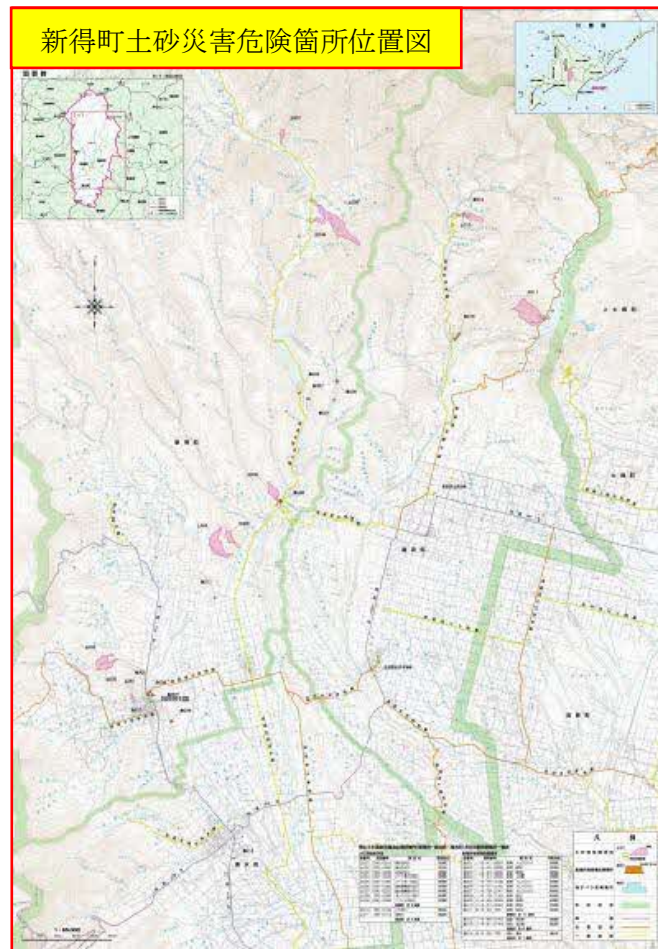
(出典：新得町防災ハザードマップ)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、本町は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定はない。尚、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部が公表している土砂災害に係わる町内危険区域は、「急傾斜地崩壊危険区域」が 11 箇所と「土

石流危険区域」が9箇所の手合せて20箇所の土砂災害危険箇所がある。この箇所には小売業をはじめとした小規模事業者の所在が3者あり、対策が必要とされている。

(出典：北海道土砂災害警戒情報システム・北海道十勝総合振興局帯広建設管理部)



(出典：北海道十勝総合振興局帯広建設管理部)

(地震：地震調査研究推進本部・地震ハザードステーション J-SHIS)

北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、北海道防災計画及び中央防災会議の専門調査会による既往の13の海溝型地震(※1)と地震調査研究推進本部で示す主要な活断層としての11の断層帯(※2)を道内で想定される地震としている。

これらの中で本町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、中央防災会議で公表されている「十勝沖・釧路沖の地震」及び地震調査研究推進本部で公表されている「十勝平野断層帯主部による地震」、その他「全国どこでも起こりうる直下の地震」(※3)を想定し、地震被害を予測する。

(※1) 13の海溝型地震(海溝型地震)

北海道防災計画で想定されている13の地震(三陸沖北部、十勝沖、根室沖、色丹島沖、択捉島沖、500年間隔地震、北海道南西沖、積丹半島沖、留萌沖、北海道北西沖、釧路直下、厚岸直下、日高西部)を想定している。

(※2) 11の活断層(内陸活断層の地震)

地震調査研究推進本部では、道内の主要な活断層として11の断層帯(石狩低地東縁断層帯、サロベツ断層帯、黒松内低地断層帯、当別断層、函館平野西縁断層帯、増毛山地東縁断層帯、十勝平野断層帯、富良野断層帯、標津断層帯、石

狩低地東縁断層帯南部、沼田-砂川付近の断層帯)を想定している。

(※3) 全国どこでも起こりうる直下の地震

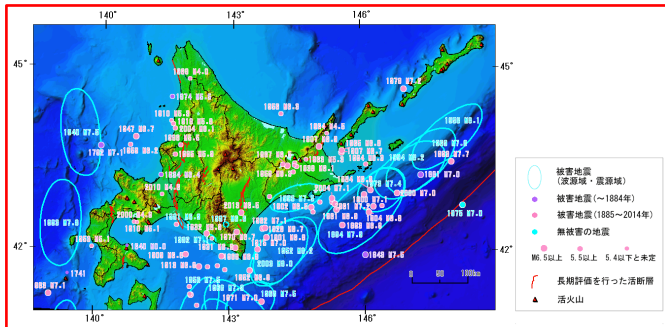
中央防災会議では、活断層が地表で認められていない地震を「全国どこでも起こりうる直下の地震」として位置づけ、過去の事例や防災上の観点からM 6.9を上限として地震規模を想定している。

新得町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると11個の断層帯による地震が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられるのは「十勝平野断層帯」となっており、地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確立が9%以下となっているが、2003年の十勝沖地震では震度6弱、2018年の胆振東部地震では震度7の地震が発生しているなど、定期的に地震が発生しているため、警戒が必要である。

また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した。

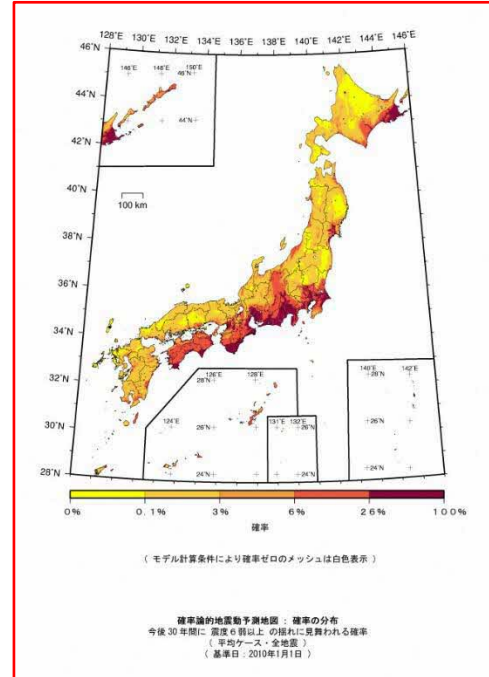
(出典：地震調査研究推進本部)

(断層帯地図)



(出典：地震調査研究推進本部)

(地震発生確率地図)



(出典：地震ハザードステーション)

(その他)

当町では、これまでも豪雨による水害に見舞われてきた。特に平成28年の台風10号において、水害が多大な被害を及ぼした。この台風により、建物被害が30棟以上にのぼり、農地の浸水などによる農業被害も莫大となった。

なお、当町の気候環境は大雪山連峰と日高山脈の麓に位置しているため、山麓気候帯に属して、比較的内陸性を示し、気候の変化が激しく、夏季の最高気温は30℃を超え、冬季の最低気温は-25℃前後となり寒暖の差が激しい。降水量は、1,000mm程度であり、多いときで500cmを超え、昭和47年には680cmを記録している。

《過去における主な災害記録》

発生年月日	種別	災害発生被害状況	被害総額
M31. 9	水害	十勝川河岸、氾濫区域と勝皮左右各 1,090m、支流河川 218m～545m の浸水	不詳
T11. 8. 24 ～25	台風	降雨量 360mm、家屋 38 戸、橋梁 6 ヲ所流出、水死 1 名、耕地の決壊、浸水数 100ha	不詳
S27. 3. 4	大地震	十勝沖大地震（10 時 24 分 31 秒発震）、震源地襟裳岬南方海上 70km、深さ 10 km～45 km の海底マグニチュード 8.2、被害は軽微で役場や学校等の集合煙突の倒壊、商店の酒瓶や瀬戸物類の破損	不詳
S29. 5. 9 ～10	台風	風速 35m、被害戸数 1,095 戸、被災者 4,505 人、全壊 28 戸、半壊 123 戸 S29. 5. 12 本町初めての災害救助法が発動	81,704 千円
S36. 7. 24 ～25	豪雨	十勝川河岸、集中豪雨 181mm、十勝川においては岩松、上岩松の放水量 850t、上流の橋梁は流失又は破損、沿岸農家も致命的損失	57,887 千円
S37. 6. 29	十勝岳 爆発	十勝岳爆発（23 時頃）、十勝岳の大正火口付近が大正 15 年以來 36 年振りに大爆発、トムラウシ地帯に降灰、亜硫酸ガス滞留（77 戸、347 人、牛馬 88 頭避難（8 月末迄）、S37. 7. 2 災害救助法が適用	15,180 千円
37. 8. 3 ～9	台風 9・10 号	台風 9 号の降雨量 194mm、台風 10 号（アベック台風）の降雨量 121 mm、合せて 315 mm の降雨量、佐幌川は大洪水、パンケシントク川の増水、新得神社前の流失等に加え、全体で 15 戸の家屋が流失、全壊 10 戸、半壊 3 戸、床下浸水 93 戸、橋梁流失 40 ヲ所、根室本線新内～狩勝間において道床流失、S37. 8. 4 災害救助法発動	414,320 千円
S56. 8. 5 ～23	豪雨 台風 15 号	雨量 297 mm、死者 1 人、つつじカ丘団地床下浸水、パンケニコロ川決壊 4 戸流失、若草団地ペンケオタソイ川決壊、新屈足水道断水、家屋被害 92 棟、農業被害 35 件、土木被害 120 件、水産被害 11 件、林業被害 31 件、衛生被害 2 件、商工被害 22 件、公立文教被害 2 件、社会教育被害 5 件	5,995,175 千円
H28. 8. 29 ～31	豪雨 台風 10 号	雨量「8 月中 613.5 mm、内、8 月 17 日～31 日間 595.5 mm、内、台風 10 号 381.5 mm」、死者 1 名、住宅被害 30 戸（全壊 2 戸・半壊 7 戸・一部損壊 8 戸・床上浸水 4 戸・床下浸水 9 戸）、断水（8 月 31 日～9 月 18 日）、根室本線新得駅構内下新得鉄橋崩落、道路決壊・崩落・洗堀、橋梁損傷・崩落・流出、河川決壊、上下水道管断裂、林道損壊・林地崩落、観光施設損壊、体育施設流出・土砂堆積、農地浸水 211.7ha H28. 8. 30 災害救助法の適用 H28. 8. 30 被災者生活再建支援法の適用 H28. 9. 23 激甚災害の指定	公共的施設等被害額 2,435,776 千円

（出典：新得町地域防災計画・平成 28 年台風 10 号大雨災害検証報告書）

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 255人（独自データ）
- ・小規模事業者数 233人（H26 経済センサス）

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）	
商 工 業 者	農林漁業	35	35	町内郊外に広く分散
	建設業	17	16	町内に広く分散
	製造業	18	17	町内郊外、工業団地に集中
	運輸・通信業	16	13	町内に広く分散
	卸・小売業	51	45	町内市街地に集中
	宿泊	50	48	町内に広く分散
	飲食サービス業			町内市街地に集中
	サービス業	43	36	町内市街地に集中
	その他	25	23	町内に広く分散
	合計	255	233	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
新得町防災会議条例	S38.08	
新得町地域防災計画	S38.08	H26.09改正、R01年度改正予定
防災訓練の実施	H31.01	冬期防災訓練
	R01.10	防災セミナー・啓発講習会の実施（毎年実施）
防災備蓄品	—	※ 災害備蓄品台帳「物品/食糧」リスト参照
強靱化計画の策定	R02.08	策定予定

2) 当商工会の取組

項目	年月	備考
リスクマネジメント資料配布	H29.05	チラシ配布（200部）
事業継続計画について周知	H30.10	広報記事掲載
災害復旧貸付制度の周知	H28.09	広報記事掲載（北海道・日本政策金融公庫資金）
損害保険への加入促進	H31.04	チラシ配布（200部）
防災対策について対応	H31.04	防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認

2 課題

- ・緊急時の取り組みについての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行なわれていない。

3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行なうため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行なえるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標 (事業継続力強化計画)					
			R2	R3	R4	R5	R6	
商 工 業 者	農林漁業	35	35	1	1	1	1	1
	建設業	17	16	1	1	1	1	1
	製造業	18	17		1		1	
	運輸・通信業	16	13			1		1
	卸・小売業	51	45	1	1	1	1	1
	宿泊・飲食サービス業	50	48	1	1	1	1	1
	サービス業	43	36	1		1		1
	その他	25	23		1		1	
合 計	255	233	5	6	6	6	5	

※ 策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水想定区域（浸水深 0.5m～3m 未満、3m～5m 未満）及び土砂災害危険箇所を優先し、本計画期間において、その区域、箇所の全小規模事業者が策定するよう設定した。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関との体制構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行なう。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部地域経済局中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

新得町	新得町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係わる助言・指導	事業継続力強化計画策定支援・フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策の重要性について説明を行なう。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行なう。
- ・事業継続力強化の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー、個別相談会を実施する。

イ. 商工会自身の事業継続力強化計画の作成

- ・当商工会は、令和5年4月までに事業継続力強化計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行なう。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取り組み状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
農林漁業	35	35	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
建設業	17	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
製造業	18	17		1		1			1		1	
運輸・通信業	16	13			1		1			1		1
卸・小売業	51	45	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宿泊・飲食サービス業	50	48	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
サービス業	43	36	1		1		1	1		1		1
その他	25	23		1		1			1		1	
合計	255	233	5	6	6	6	5	5	6	6	6	5

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行なう。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係わる訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	新得町産業課商工労働係

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品など）の算定方法については、あらかじめ当町産業課商工労働係と協議し、策定する。

(1) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行なう。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等） ③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等

を活用し、情報の共有を行なう。

イ. 応急対策の方針決定

- ・新得町災害対策本部の方針に従い、当町産業課商工労働係と連携をとり実施に向けた役割分担、スケジュールの作成を行なう。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

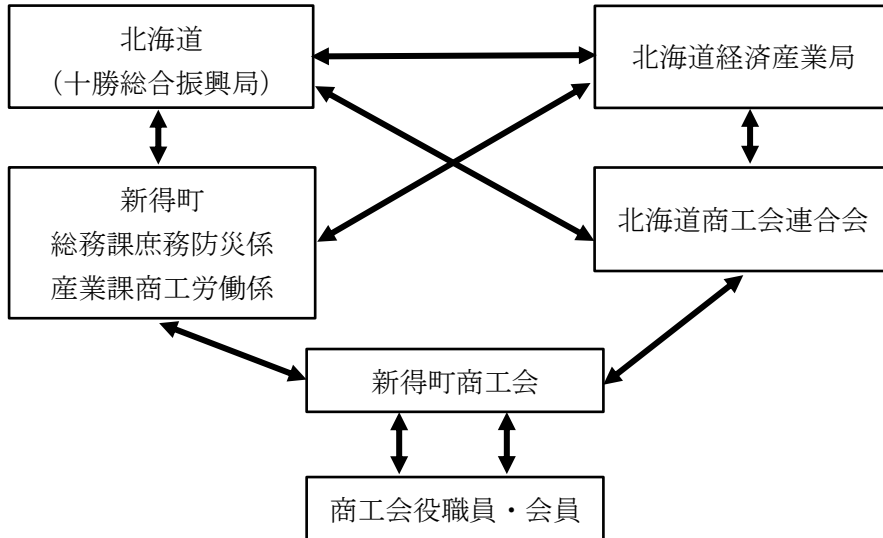
(2) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生のおそれのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により、状況によっては、適宜同報告書に従い、電話、口頭にて、情報共有又は報告を行なう。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品など）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、北海道十勝総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式を次に準じたものとする。

※ 被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況 (建物・設備・商品など詳細に記載)
1				
2				
3				

・ 災害情報等報告取扱要領の報告方法



(3) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・ 地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・ 相談窓口の開設について、当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・ 被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行なう。

(4) 地域内小規模事業者に対する復興支援

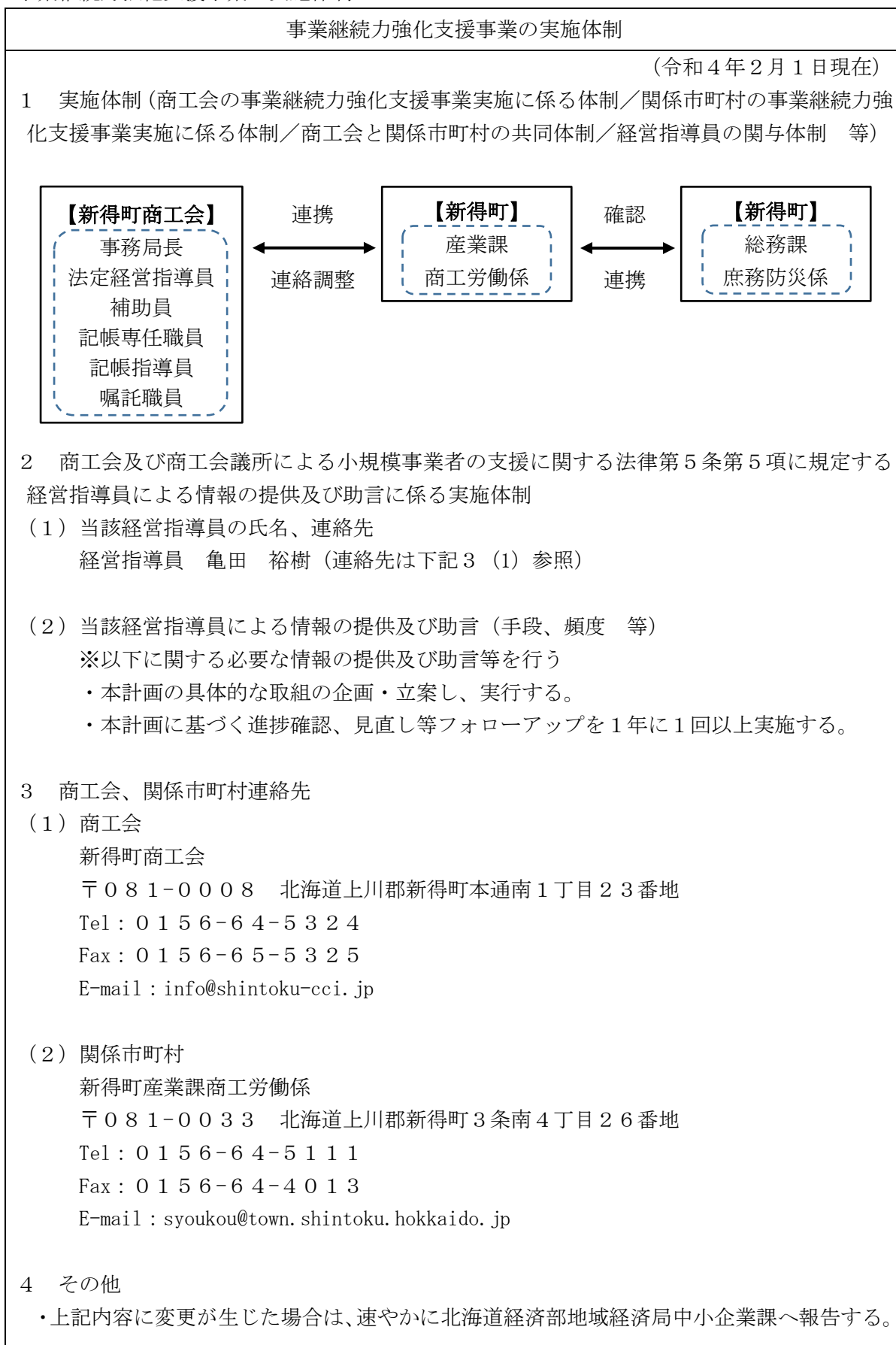
- ・ 新得町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(5) その他

- ・ 本計画は、新得町・新得町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行なうこととする。
- ・ 本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部地域経済局中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	267	267	267	267	267
・セミナー等開催費	132	132	132	132	132
・専門家派遣費	55	55	55	55	55
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・パンフレット等作製費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料等収入、事業収入等、補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。